

平成27年7月17日

各位

不動産投資信託証券発行者

ジャパン・シニアリビング投資法人

代表者名 執行役員

奥田 かつ枝

(コード番号 3460)

資産運用会社

ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長

藤村 隆

問合せ先

取締役企画管理部長

菊嶋 勇晴

TEL: 03-6206-6460

新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

ジャパン・シニアリビング投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成27年6月25日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- (1) 募集投資口数 83,750口
- (2) 払込金額 1口当たり金183,065円  
(発行価額)
- (3) 払込金額 15,331,693,750円  
(発行価額)の総額
- (4) 発行価格 1口当たり金190,000円  
(募集価格)
- (5) 発行価格 15,912,500,000円  
(募集価格)の総額
- (6) 申込期間 平成27年7月21日(火)から平成27年7月24日(金)まで
- (7) 払込期日 平成27年7月28日(火)
- (8) 受渡期日 平成27年7月29日(水)

(注)引受人は払込金額（発行価額）で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 投 資 口 数 3,250 口
- (2) 売 出 価 格 1 口当たり金 190,000 円
- (3) 売 出 価 額 の 総 額 617,500,000 円
- (4) 申 込 期 間 平成 27 年 7 月 21 日(火)から平成 27 年 7 月 24 日(金)まで
- (5) 受 渡 期 日 平成 27 年 7 月 29 日(水)

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 払 込 金 額 1 口当たり金 183,065 円  
( 発 行 価 額 )
- (2) 払 込 金 額 594,961,250 円  
( 発 行 価 額 ) の 総 額
- (3) 申 込 期 間 平成 27 年 8 月 24 日(月)  
( 申 込 期 日 )
- (4) 払 込 期 日 平成 27 年 8 月 25 日(火)

(注)上記(3)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。

4. 発行価格及び売出価格の算定根拠

発行価格の決定に当たりましては、発行価格の仮条件（180,000 円以上 200,000 円以下）に基づいて、機関投資家等を中心にブック・ビルディングを実施いたしました。

当該ブック・ビルディングの状況につきましては、

- ① 申告された総需要投資口数は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの対象となる口数を十分に上回る状況にあったこと
- ② 申告された総需要件数が多かったこと

が特徴でした。

上記ブック・ビルディングの結果、公募による募集投資口数及び売出投資口数以上の需要が見込まれる価格であり、かつ、上場時に必要な投資主数の充足、不動産投資信託証券市場を含むマーケット環境及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、発行価格を 190,000 円と決定いたしました。

なお、公募による新投資口発行の払込金額（発行価額）は 183,065 円と決定いたしました。

また、オーバーアロットメントによる売出しの売出価格は公募による新投資口発行の発行価格（募集価格）と同額の 190,000 円とし、第三者割当による新投資口発行の払込金額（発行価額）は公募による新投資口発行の払込金額（発行価額）と同額の 183,065 円といたしました。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。